

オンライン診療受診施設 (休止・再開) 届

年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

設置者 住所 〒.....

 (フリガナ)
 氏名
 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 電話番号
 E-mail

下記のとおり、オンライン診療受診施設を(休止・再開)したので、医療法第8条の2第2項の規定により届け出ます。

1. 施設 の 名 称		(フリガナ)
2. 設 置 の 場 所		〒 電話番号
3. 休 止 ・ 再 開 年 月 日		
4. 休 止 の 場 合	再 開 予 定 年 月 日	
	理 由	

(医療法 抜粋)

第八条の二 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者は、正当の理由がないのに、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を一年を超えて休止してはならない。ただし、前条第一項の規定による届出をして開設した診療所又は助産所の開設者については、この限りでない。

2 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を休止したときは、十日以内に、都道府県知事(診療所、助産所又はオンライン診療受診施設にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次条、第二十四条の二、第二十九条第一項、第二十九条の二及び第三十条において同じ。)に届け出なければならない。休止した病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を再開したときも、同様とする。

第二十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 (略)

二 病院、診療所(第八条第一項の届出をして開設したものを除く。)、助産所(同項の届出をして開設したものを除く。)
又はオンライン診療受診施設が、休止した後、正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。

三 (略)

四 開設者又は設置者が第二十四条の二第二項の規定に基づく命令に違反したとき。

五 開設者又は設置者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2～7 (略)